

調査実施、病院が判断 遺族へ報告書、努力義務 医療事故調

2015年3月21日朝日新聞

新しく始まる医療事故の調査 制度のしくみ



10月に始まる医療事故調査制度の運用方針が20日、まとまった。焦点だった、病院による事故調査(院内調査)報告書を遺族に渡すかは、病院の努力義務とした。厚生労働省は4月以降、運用方針を省令や通知として出し、第三者機関「医療事故調査・支援センター」の指定を進める。

だが、調査の中立性、透明性の担保など課題が残る。

制度は、病院が「予期せぬ死亡事故」と判断した場合、センターに届けて院内調査をし、結果を遺族とセンターに報告。遺族が納得できなければセンターが調査し、遺族と病院に報告する。

調査を始めるかは病院が決める。適正に調査がなされるよう、厚労省の検討会で「予期せぬ死亡事故」の定義などを議論してきた。難航したのが、院内調査の扱い。遺族への報告書提出は医療界の一部の委員らが義務化に反対。最終的に、遺族へは「口頭か書面もしくはその双方の適切な方法で行う」「遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならない」という、あいまいな表現になった。

東京女子医大病院の男児死亡事故のように、遺族に不十分な対応をとれば争いになる。検討会座長の山本和彦・一橋大教授は「報告書提供は義務ではないが医療界の自発的な取り組みを信頼する」と話す。

遺族の立場で委員を務めた永井裕之さんは「国民の信頼を得られるかは、中立性、透明性、公正性を担保できるかにかかっている」と指摘する。

センターは、院内調査の助言と、調査が適正かを検証する役割がある。都道府県医師会や医学系学会が解剖や死亡時画像診断などで支援する。しかし、地域によっては専門家が少なく、事故を起こした医師の知り合いが支援を担当するようなことが懸念される。

病院が調査をすべきか判断に迷うときにセンターに相談できる。だが、病院が事故ではないと判断し調査をしない場合、遺族が相談できる仕組みはない。

医療事故遺族の宮脇正和さんは「『事故でない』と病院に言われたら遺族が困る現状は変わらない。被害者の声を生かし、見直して行ってほしい」と話す。

(桜井林太郎、辻外記子)

■医療事故調運用方針の主な内容

(1)「予期せぬ死亡事故」の定義

・事前に患者らに死亡リスクを説明▽事前にカルテに死亡リスクを記録▽担当医らから事情を聴き、病院長が死亡リスクがあると認定——の3項目に該当しない

(2)院内調査

- ・第三者機関には報告書を提出
- ・遺族への説明は、口頭か書面もしくはその双方の適切な方法で行う。遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならない
- ・再発防止策は可能な限り検討するのが望ましい。検討をした場合は記載する

(3)第三者機関の調査

- ・院内調査の検証が中心
- ・報告書を医療機関と遺族に交付
- ・遺族が依頼した際の費用負担は数万円程度

(4)第三者機関への相談

- ・病院側が対象の事故か判断する上で第三者機関は、相談に応じられる体制を設ける
- ・遺族側の記載はなし